

様式12

令和6年10月31日

茨城県知事 殿

主たる事務所の所在地

茨城県水戸市大場町2-14

医療法人社団 相川会

理事長 黒木 奈月

電話 029(247)6250

## 決 算 届

令和5年9月1日から令和6年8月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。



[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

**A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。**

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

**B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)**

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

(注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。  
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。  
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5年 9月 1日 至 令和 8年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 相川会
- ①  財團  社團 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県水戸市大場町 2-14
- (3) 設立認可年月日 昭和 62 年 9 月 2 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 62 年 10 月 2 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	黒木 奈月	
理 事	池田 成昭	介護老人保健施設つねづみ管理者
同	廣田 省三	
監 事	伊藤 和徳	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
介護老人保健施設	介護老人保健施設つねづみ	0850180043	茨城県水戸市大場町 2-14	定員 80名（入所） 40名（通所）

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

[別 紙]

様式 1

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	開 設 場 所	備考
せんば指定居宅介護支援事業所	茨城県水戸市千波町214-6	休止中

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に  
【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

無し

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 8月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

無し

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

無し

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

無し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

無し

[別 紙]

様式 1

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

診療所（相川内科）を令和5年3月25日に閉鎖した。

## 様式2

法人名 医療法人社団 相川会  
 所在地 茨城県水戸市大場町2-14

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財産目録  
 (令和6年 8月31日現在)

1. 資産額	1,030,219 千円
2. 負債額	788,447 千円
3. 純資産額	241,772 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	123,422
B 固定資産	906,797
C 資産合計 (A+B)	1,030,219
D 負債合計	788,447
E 純資産 (C-D)	241,772

- (注) 1. 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。  
 2. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	( <input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式3-1

法人名 医療法人社団 相川会  
 所在地 茨城県水戸市大場町2-14

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 (令和6年 8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	123,422	I 流動負債	72,657
現金及び預金	51,061	買掛金	6,356
事業未収金	70,501	未払費用	7,222
たな卸資産	1,859	未払金	7,986
その他の流動資産	1	未払法人税等	235
II 固定資産	906,797	未払消費税等	474
1 有形固定資産	406,566	預り金	727
建物	78,239	賞与引当金	11,710
構築物	29,781	仮受金	37,947
医療用器械備品	442	II 固定負債	715,790
その他の器械備品	3,518	長期借入金	715,790
車両及び船舶	1	負債合計	788,447
土地	294,278	純資産の部	
その他の有形固定資産	307	科目	金額
2 無形固定資産	6,062	I 出資金	20,000
借地権	940	II 積立金	221,772
ソフトウェア	3,860	繰越利益剰余金	221,772
その他の無形固定資産	1,262		
3 その他の資産	494,169	純資産合計	241,772
長期前払費用	8,250		
出資金	485,030	負債・純資産合計	1,030,219
その他の固定資産	889		
資産合計	1,030,219		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

## 様式4-1

法人名 医療法人社団 相川会  
 所在地 茨城県水戸市大場町2-14

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	412,262
2 事業費用	
(1)事業費	370,353
(2)本部費 利益	0
本来業務事業損失	370,353
事業 利益 損失	41,909
II 事業外収益	41,909
受取利息	3
その他の事業外収益	12,358
III 事業外費用	12,361
支払利息	6,762
その他の事業外費用	18,769
経常 利益 損失	25,531
IV 特別利益	28,739
固定資産売却益	6,499
その他の臨時収益	3,350
税引前当期純利益	9,849
法人税・住民税及び事業税	38,588
当期純利益	235
	38,353

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

## 様式 6

# 監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 相川会  
理事長 黒木 奈月 殿

私は、医療法人社団相川会の令和 4 年会計年度（令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 10 月 31 日

医療法人社団 相川会  
監事 伊藤 和徳

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。